

(案)

事務連絡

平成28年7月●日

各地方運輸局自動車交通部旅客第一課 あて
沖縄総合事務局運輸部陸上交通課 あて

内閣府地方創生推進室
国土交通省自動車局旅客課

空港アクセスバスに係る特例の取扱いについて

標記について、国土交通省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成26年内閣府・国土交通省令第6号。以下「特例省令」という。）第1項の認定を受けた区域計画に定められた国家戦略特別区域空港アクセスバス事業が実施される場合の特例省令第3項の取扱いを、下記のとおり定めたと、遺漏のないよう取り扱われたい。

記

(1) 「当該事業の関係者」について

国、関係地方公共団体、道路管理者、バスターミナル等の管理者、運行事業者など、事業に関係する者を幅広く含む。

(2) 「事業の適正な実施」について

事業の適正な実施とは、空港への輸送需要の増大に的確に対応し、空港利用者の利便の増進を図ることをいう。

例えば、新規路線の運行、運行本数の増加、提供座席数の拡大、運行時間帯の拡大、閑散時間帯の割引運賃（オフピーク運賃）の設定などがこれに該当する。

なお、割増運賃の設定は、早朝・深夜時間帯（原則23時以降5時まで）における増便など、利用者利便の増進の観点からやむを得ないものに限ることとする。

(3) 「必要な措置を講じ、公正な競争の確保が図られるよう努める」について

事業の実施に当たって、新規参入する事業者に対する停留所の設置・利用の調整を行うなど、公正な競争環境を確保に努めなければならないことをいう。

事業の適正な実施（利用者利便の増進等）や円滑な停留所の設置・利用に関する調整を確保するため、区域会議の下に、「〇〇県空港アクセスバス分科会」（(4)参照）を設置する。

(案)

(4) 「空港アクセスバス分科会」について

区域会議の下に、(1)の関係者（学識経験者を含む。）により構成する「〇〇県空港アクセスバス分科会」を設置し、公正・透明な運営を図る。

①目的：

空港アクセスバス事業における公正な競争の確保による利用者利便の向上

②構成員：

- ・ 国（内閣府地方創生推進室）
- ・ 関係地方公共団体
- ・ 運行事業者

（オブザーバー）

- ・ 国（国土交通省）
- ・ 学識経験者（公正な競争の確保に関する専門的知識を有する者）
- ・ バスの発着施設の管理者（バスターミナルの管理者、道路管理者、都道府県警察など）

③協議事項：

- ・ 利用者利便の増進に関する事項
（特例を活用して行う運賃及び運行計画の設定（ダイヤ、運行本数）など）
- ・ 停留所に関する事項（停留所の設置・利用に関する調整状況など）
- ・ その他必要な事項

④具体的な開催方法等

- ・ 年2回など定期的を開催し、特例措置を活用して行われた運賃及び運行計画の設定が(2)に規定するものと合致しているか事後的に確認するとともに、必要な是正措置について決定する。
- ・ 関係者からの求めに応じて臨時に開催し、停留所の設置・利用状況についての調整状況を確認の上、必要な措置を決定する。
- ・ 事業の実施状況の調査、関係者からの報告聴取を行うことができる。

<参照条文>

○国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成二十六年内閣府・国土交通省令第六号）

- 1 国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第七条の国家戦略特別区域会議が、法第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域空港アクセスバス事業（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第五条第一項第三号に規定する路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業（同法第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）であって、国家戦略特別区域（法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域をいう。）内に存する空港（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港をいう。以下同じ。）を起点又は終点とするものをいう。以下同じ。）を定めた区域計画（法第八条第一項に規定する区域計画をいう。以下同じ。）について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域計画に定められた次項の空港に係る国家戦略特別区域空港アクセスバス事業に対する道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第十条第一項第一号ロ及び第十五条の十三第一項の規定の適用については、同号ロ中「路線」とあるのは「路線又は国家戦略特別区域（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二条第一項に規定する国家戦略特別区域をいう。）内に存する空港を起点若しくは終点とする路線」と、同号ロ及び同項中「長距離急行運送」とあるのは「長距離急行運送等」とする。
- 2 前項の区域計画には、法第八条第二項第四号に掲げる事項として、国家戦略特別区域空港アクセスバス事業に係る空港を定めるものとする。
- 3 第一項の認定を受けた区域計画に定められた国家戦略特別区域空港アクセスバス事業が実施される場合には、当該国家戦略特別区域空港アクセスバス事業の関係者は、国家戦略特別区域空港アクセスバス事業が適正に実施されるよう、必要な措置を講じ、公正な競争の確保が図られるよう努めるものとする。